

改正

平成19年11月21日要綱第146号
平成20年3月31日要綱第52号
平成20年7月31日要綱第125号
平成21年3月31日要綱第46号
平成22年3月31日要綱第32号
平成24年3月30日要綱第58号
平成24年6月20日要綱第99号
平成25年3月29日要綱第33号
平成26年3月31日要綱第38号
平成26年9月30日要綱第170号
平成27年3月31日要綱第40号
平成27年12月1日要綱第125号
平成27年12月28日要綱第135号

調布市日常生活用具費支給事業実施要綱

調布市心身障害者日常生活用具及び設備改善費給付等事務取扱要綱（昭和61年調布市要綱第33号）の全部を改正する。

第1 目的

この要綱は、在宅の障害者等に対し、日常生活用具の購入、住宅設備の改善及び屋内移動の設備（以下「日常生活用具等」という。）に要する費用の全部又は一部を支給することによりその経済的負担を軽減し、日常生活の利便を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者等 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）

(2) 日常生活用具費 日常生活用具等に要する費用をいう。

(3) 登録業者 日常生活用具を取り扱い、販売し、又は設備の改善若しくは設備を行う法人又は個人で、市長が登録を認めたものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法の例による。

第3 支給対象等

支給の対象となる日常生活用具等は、別表第1種目の欄に掲げるものとする。

2 日常生活用具費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第1種目の欄の日常生活用具等の区分及び種目に応じ、同表対象者の要件の欄に掲げるものとする。ただし、対象者が他の区市町村で既に日常生活用具等の支給を受けているときは、市長が当該日常生活用具等が使用に堪えない状態に至ったと認めるまでは、当該日常生活用具等と同種目の日常生活用具等については、その支給を受けることができない。

(1) 市内に居住する在宅の障害者等で、他の区市町村から法第22条第8項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けていないもの（その者が18歳未満の場合は、その保護者）

(2) 調布市から受給者証の交付を受けている者又は法第19条に規定する介護給付費等の支給決定を受けることができる者

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に認めた者を対象者とするすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、対象者が介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項に規定する福祉用具貸与、同法第8条の2第12項に規定する介護予防福祉用具貸与又は同法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費、同法第45条に規定する居宅介護住宅改修費、同法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費若しくは同法第57条に規定する介護予防住宅改修費の支給を受けられる場合は、同法の適用を優先するものとする。

第4 申請

日常生活用具費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具費支

給申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、市長から委託を受けた法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者が代行することができるものとする。

第5 支給の決定及び却下決定

市長は、第4の申請を受けたときは、申請内容を審査し、支給を行うことと決定したときは、日常生活用具費支給決定通知書（第2号様式）及び日常生活用具費支給券（第3号様式）を当該申請者に交付するとともに、支給決定を受けた申請者（以下「支給決定障害者等」という。）が日常生活用具等の購入等を予定している登録業者に対し、日常生活用具費支給通知書（第4号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、第4の申請を却下することと決定したときは、日常生活用具費支給却下通知書（第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

第6 支給額等の決定

支給対象となる日常生活用具費の額（以下「支給対象額」という。）がその種目ごとに別表第1に定める日常生活用具費上限額を超えたときは、当該日常生活用具費上限額を支給対象額とする。

- 2 市が支給する額（以下「支給額」という。）は、前項の支給対象額に申請日の属する年度（4月から6月までの間にあつては、申請日の属する年度の前年度）に支給決定障害者等の属する世帯の区市町村民税課税状況等（以下「世帯の課税状況等」という。）に応じて別表第2に定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、支給決定障害者等が18歳以上の場合は、当該支給決定障害者等が属する世帯は、当該支給決定障害者等及びその配偶者を世帯員とする世帯とみなして当該支給決定障害者等に係る支給額を算定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第6項に規定する場合における支給額は、同一の月に要した日常生活用具費の合計額から別表第3に定める月額負担上限額を減じて得た額とする。
- 4 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 5 支給決定障害者等の自己負担額は、支給対象額から支給額を減じて得た額とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、支給決定障害者等が同一の月に負担した自己負担額が、世帯の課税状況等に応じて別表第3に定める月額負担上限額を超えた場合は、当該額を自己負担額とする。

第7 支給の手続

登録業者は、支給決定障害者等に日常生活用具等を提供したうえで、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、当該支給決定障害者等が登録業者に支払うべき日常生活用具費のうち支給額につ

いて、当該支給決定障害者等の委任に基づき市長に請求することができる。

(1) 請求書

(2) 日常生活用具費支給券（第3号様式）

2 市長は、登録業者から前項の請求があったときは、審査のうえ当該登録業者に対し、支給額を支給するものとする。

3 市長が前項の規定による支給をしたときは、支給決定障害者等に対し支給したものとみなす。

4 前3項の規定にかかわらず、支給決定障害者等は、登録業者から日常生活用具等の提供を受けたいうで、市長に対して支給額の請求をすることができるものとする。

第8 決定の取消し等

市長は、支給決定障害者等が当該支給の目的に反して日常生活用具等を使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供したとき、又は故意に破損若しくは遺棄したうで同様の日常生活用具について再申請したときは、既に行った支給の決定を取り消し、支給額の返還を命じ、又はこれに相当する金額を賠償させることができる。

第9 帳簿の整備

市長は、支給の状況を明らかにするため、日常生活用具費支給決定簿（第6号様式）を備えなければならない。

2 前項の日常生活用具費支給決定簿の保存については、電子ベースで行うことができる。

第10 事業者の登録

登録業者になることを希望する者は、市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、登録の可否を決定し、当該申請をした者に登録の可否その他必要な事項を通知するものとする。

第10の2 登録の更新

第10の規定による登録は、6年ごとに更新を受けなければならない。

2 前項の更新を受けなかった場合は、期間の経過をもってその効力を失う。

第11 登録業者の責務

登録業者は、支給決定障害者等の日常生活の便宜を図るため障害特性を十分に配慮し、かつ適正な価格で誠意をもって対応するものとする。

第12 秘密の保持及び法令の遵守

登録業者は、日常生活用具等を提供するに当たり、この要綱その他関係法令を遵守するほか、

業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

第13 登録の取消し

市長は、登録業者が、第11及び第12の規定に違反したと認めるときは、第10の登録を取り消すことができる。

第14 登録の辞退

登録業者は、3月以上の予告期間を設けて、その登録を辞退することができる。

第15 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

(調布市身体障害者用電話設置事業運営要綱の一部改正)

- 2 調布市身体障害者用電話設置事業運営要綱（昭和57年調布市要綱第12号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(調布市聴覚障害者用ファックス及びフラッシュベル等工事費及び使用料助成事業実施要綱の一部改正)

- 3 調布市聴覚障害者用ファックス及びフラッシュベル等工事費及び使用料助成事業実施要綱（昭和58年調布市要綱第8号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(調布市高齢者住宅改修費給付事業実施要綱の一部改正)

- 4 調布市高齢者住宅改修費給付事業実施要綱（平成12年調布市要綱第49号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

- 5 この要綱による改正前の調布市心身障害者日常生活用具及び設備改善費給付等事務取扱要綱（以下「改正前の要綱」という。）により現に手続中の申請については、改正前の要綱の規定により処理するものとする。

- 6 改正前の要綱の様式は、その残品の存する間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成19年11月21日要綱第146号）

- 1 この要綱は、平成19年11月22日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の規定は、平成19年4月1日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日要綱第52号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 3 （前略）第4の規定による改正後の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の規定は、施行日以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 （前略）第4の規定による改正前の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年7月31日要綱第125号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成20年8月1日以後の日常生活用具等の購入等に係るものについて適用し、同日前の日常生活用具等の購入等に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第10の2第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱第10の規定により登録されている登録業者の登録期間は、平成20年8月1日から6年間とする。

附 則（平成21年3月31日要綱第46号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日要綱第32号）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月30日要綱第58号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この要綱による改正前の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年 6 月20日要綱第99号）

- 1 この要綱は、平成24年 6 月21日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月29日要綱第33号）

- 1 この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月31日要綱第38号）

- 1 この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年 9 月30日要綱第170号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年10月 1 日から施行する。

（調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 11 第20の規定による改正前の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年 3 月31日要綱第40号）

- 1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の

日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月1日要綱第125号）

- 1 この要綱は、平成27年12月2日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日要綱第135号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
（調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 9 第8の規定による改正前の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月28日要綱第39号）

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の調布市日常生活用具費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表第1（第3，第6関係）

調布市日常生活用具費支給対象種目

区分	種目	対象者の要件	日常生活用具費上限額
介護・訓練支援用具	特殊寝台（児童の3モーターの特殊寝台）	<p>学齢児以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>（1）身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者で、寝返りや起き上がりができないもの</p> <p>（2）難病患者等で、前号に掲げ</p>	162,800円

		る者と同様の状態にあると医師が認めたもの	
	1 モーターの特殊寝台	<p>学齢児以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者で、床からの立ち上がりができないもの又は支えないと座位を保つことができないもの</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けた内部障害の程度が1級の車椅子を交付されている者で、前号に掲げる者と同様の状態にあるもの又は医師の指示があるもの</p> <p>(3) 難病患者等で、第1号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの</p>	100,000円
特殊マット	特殊マット1 (排泄(せつ)物防止用)	<p>ベッドが排泄(せつ)物で汚れるのを防ぐ必要のある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 3歳以上の知的障害者及び障害児で、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難なもの</p> <p>(2) 3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害の程</p>	19,600円

		<p>度が1級又は2級のもの</p> <p>(3) 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者で、常時介護を要するもの</p> <p>(4) 18歳以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級のもの</p> <p>(5) 難病患者等で、3歳以上18歳未満のものにあつては第2号に掲げる者と、18歳以上のものにあつては第3号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの</p>	
	<p>特殊マット2 (じょくそうれかに該当するもの 予防用)</p>	<p>3歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の者で、1日の大半をベッドで寝ている状態で寝返りができないもの</p> <p>(2) 難病患者等で、前号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの</p>	70,000円
		<p>3歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の者で、1日の大</p>	140,000円

		<p>半をベッドで寝ている状態でじょくそうができているもの又はじょくそうを繰り返すもの</p> <p>(2) 難病患者等で、前号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの</p>	
特殊尿器		<p>学齢児以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者で、常時介護を要し、寝たきりで起き上がりや座位を保つことができないために便器が使用できないもの</p> <p>(2) 難病患者等で、前号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの</p>	87,500円
入浴担架	和式用	3歳以上の身体障害者手帳の交付	133,900円
	洋式用	を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者で、入浴に介助を必要とし、起き上がりや座位を保つことができないもの	88,400円
体位変換器		<p>学齢児以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者で、下着交換等に介助を必要とし、つかまっても寝返りができないもの</p>	15,000円

		(2) 難病患者等で、前号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの	
	移動用リフト	3歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者で、移乗や立ち上がりができないもの (2) 難病患者等で、前号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの	257,500円
	訓練椅子	3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の児童で、支えられないと座位を保つことができないもの	33,100円
	浴槽（湯沸器を含む）	身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者（グループホーム入居者を除く。）	141,200円 (浴槽のみの場合は50,000円)
自立生活支援用具	入浴補助用具	3歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害のある者で、入浴に介助を必要とするもの (2) 難病患者等で、前号に掲げ	90,000円

		る者と同様の状態にあると医師が認めたもの	
便器		<p>学齢児以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者で、立ち上がりができないもの又はつかまらなないと立ち上がりができないもの</p> <p>(2) 難病患者等で、前号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの</p>	16,500円
頭部保護帽	スポンジ・皮主材料を主材料に制作したもの	身体障害者手帳の交付を受けた平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害のある者又はてんかん等により転倒し頭部の保護を必要とする者	12,160円
	スポンジ・皮・プラスチックを主材料に制作したもの		29,400円
T字つえ・棒状つえ	主体が木材のもの	身体障害者手帳の交付を受けた平衡機能、下肢又は体幹機能障害のある者（施設入所者を含む。）	2,200円
	主体が軽金属のもの		3,000円
移動・移乗支援用具（歩行支援用具）		<p>3歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた平衡機能、下肢又は体幹機</p>	60,000円

	<p>能障害のある者で、家庭内の移動等に介助を必要とするもの又はつかまらなると歩行ができないもの</p> <p>(2) 難病患者等で、前号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの</p>	
視覚障害者支援具	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害があるもの</p>	81,000円
<p>特殊便器 (同一家屋に1台とする。)</p>	<p>学齢児以上の自ら排便の処理が困難な者で、次の各号のいずれかに該当するもの (グループホーム入居者を除く。)</p> <p>(1) 知的障害者及び障害児で、障害の程度が最重度又は重度のもの</p> <p>(2) 身体障害者手帳の交付を受けた障害者及び障害児で、両上肢機能障害の程度が1級又は2級のもの</p> <p>(3) 難病患者等で、前号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの</p>	50,000円
火災警報機	<p>火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯に属する者で、次の各号のいずれかに該当するもの (グループホーム入居者を除く。)</p>	31,000円
自動消火器	<p>(1) 身体障害者手帳の交付を受</p>	28,700円

		けた者で、障害の程度が1級又は2級のもの	
	ガス安全システム	(2) 知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級又は2級のもの (4) 難病患者等で、第1号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの。ただし、難病患者等については、自動消火器の支給に限る。	42,200円
	電磁調理器(音声案内があるもの。同一家屋に1台とする。)	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害の程度が1級又は2級のもの(グループホーム入居者を除く。)	41,000円
	電磁調理器(同一家屋に1台とする。)	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、次の各号のいずれかに該当するもの(グループホーム入居者を除く。) (1) 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢機能障害の程度が1級又は2級のもの (2) 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの	15,000円

	<p>(3) 18歳以上の知的障害者で、 障害の程度が最重度又は重度のもの</p> <p>(4) 18歳以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、 障害の程度が1級又は2級のもの</p>	
歩行時間延長信号機用小型送信機及び受信機	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級のもの（施設入所者及び入院中の者を含む。）	51,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上の身体障害者手帳（視覚障害に係るものに限る。）の交付を受けた者（施設入所者及び入院中の者を含む。）	12,000円
携帯用信号装置	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚又は音声・言語機能障害の程度が3級以上のもの	20,200円
聴覚障害者用屋内信号装置（同一家屋に1台とする。）	聴覚障害者のみ及びこれに準ずる日常生活上必要と認められる世帯に属する者で、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害の程度が2級のもの	87,400円
会議用拡聴器	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚又は音声・言語機能障害の程度が3級以上のもの	38,200円
フラッシュベル	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚又は音声・言語機能障害の程度が3級以上のもの	12,400円

在宅療養等支援用具	透析液加温器	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、自己連続携帯式腹膜灌（かん）流法による透析療法の人工透析を必要とするもの	72,100円
	ネブライザー（吸入器）	次の各号のいずれかに該当する者	36,000円
	たん吸引機	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器障害の程度が3級以上のもの又はその者と同程度の身体障害者若しくは障害児（脳原性運動機能障害による疾患以外は、呼吸機能3級以上である旨の医師の意見書を要する。）	56,400円
	パルスオキシメーター	(2) 難病患者等で、呼吸器障害の程度が3級の者と同様の状態にあると医師が認めたもの	40,000円 （常時人工呼吸器とモニターが必要な場合は157,500円）
	視覚障害者用体重計（同一家屋に1台とする。）	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害の程度が1級又は2級のもの（グループホーム入居者を除く。）	18,000円
	視覚障害者用体温計（同一家屋に1台とする。）	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害の程度が1級又は2級のもの（グループホーム入居者を除く。）	9,000円
	空気清浄器	18歳以上の身体障害者手帳の交付	33,800円

		を受けた者で、呼吸器障害の程度が3級以上のもの	
	ルームクーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、脊髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの（医師による診断書を要し、グループホーム入居者を除く。）	100,000円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	入力した言葉等を音声又は文章に変換する機能を有する携帯型の機器で、市長が適当と認めるもの（以下「音声等変換機器」という。）	186,200円
		音声等変換機器以外の携帯用会話補助装置	
	情報・通信支援用具	身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害者でパーソナルコンピュータを使用し文字が読めないもの又は上肢機能障害1級で脳性まひ等のため特別な装置を必要とするもの（視覚障害者用拡大読書器の支給を受けている者を除く。）	100,000円
	点字ディスプレイ	学齢児以上の身体障害者手帳の交	383,500円

		付を受けた視覚障害及び聴覚障害の 重度重複障害者で、視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級のパーソナルコンピュータを所持し、かつ、点字を習得するもののうち、使用することが必要と認められるもの	
		学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が２級以上のパーソナルコンピュータを所持し、かつ、点字を習得するもののうち、使用することが必要と認められるもの	288,000円
点字器	標準型A	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者で、点字を習得しようとしているもの又は点字の利用が可能なもの（施設入所者及び入院中の者を含む。）	10,400円
	標準型B		6,600円
	携帯用A		7,200円
	携帯用B		1,650円
点字タイプライター		身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害の程度が１級又は２級の者で、就学し、又は就労し、若しくは就労が見込まれているもの	63,100円
視覚障害者用ポ ータブルレコー ダー（１人１台と する。）	録音再生機	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者で、文字を目で読むことが困難なもの	85,000円
	再生専用機		48,000円
視覚障害者用音声コード読み上げ装置（同一家屋に１台とする。）		学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が１級又は２級のもの	99,800円
視覚障害者用音声・活字拡大読書		学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が１級又は２級のもの	198,000円

器（同一家屋に1台とする。）		付を受けた者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（情報・通信支援用具の支給を受けている者を除く。）	
視覚障害者用時計（同一家屋に1台とする。ただし、腕時計は1人1個とする。）	触読式	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（施設入所者及び入院中の者を含む。）	10,300円
	音声式		13,300円
音声ICタグレコーダー		学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害者の程度が1級又は2級のもの	39,000円
聴覚障害者用通信装置（同一家屋に1台とする。）		学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚又は音声・言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（グループホーム入居者を除く。）	35,000円
聴覚障害者用情報受信装置（同一家屋に1台とする。）		身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害の程度が1級から3級までの者で、テレビの視聴に必要と認められるもの（グループホーム入居者を除く。）	88,900円
人工喉頭	笛式	身体障害者手帳の交付を受けた音声・言語機能障害者で、必要とするもの	5,000円 (気管カニューレ付きの場合は3,100円増し)
	電動式		70,100円

	点字図書	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者	年間 6 タイトル又は 24 巻まで全額支給
	大活字図書	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者で大活字による文字が読めるもの	年間 6 タイトル又は 24 巻まで全額支給
	デイジー図書	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者	年間 6 タイトル又は 24 巻まで全額支給

排泄（せつ）管理支援用具	ストーマ装具（人工肛（こう）門及びぼうこう瘻（ろう）の瘻（ろう）孔の数ごとに支給する。）	消化器系	身体障害者手帳の交付を受けた直腸・ぼうこう機能障害者（施設入所者及び入院中の者を含む。）	1 つにつき月額 8,800 円で一括交付することができる。 (備考 1)
		尿路系		1 つにつき月額 11,600 円で一括交付することができる。 (備考 1)
	紙おむつ等		次の各号のいずれかに該当する者	月額 12,000 円で一括交付することができる。 (備考 1)
			(1) 3 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた直腸・ぼうこう機能障害者（施設入所者及び入院中の者を含む。）で、紙おむつの使用を必要とする次のア、イ又はウのいずれかに該当する	

もの

ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ装具を装着することができない者

イ 先天性疾患(先天性鎖肛(こう)を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者

ウ 先天性鎖肛(こう)に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者

(2) 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた自ら排泄(せつ)の処理ができないため紙おむつを必要とし、かつ、紙おむつを使用することで意思伝達能力を阻害しない者で、かつ、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者であって、時間誘導での排泄(せつ)、支持装置を使用しての排泄(せつ)及び介助者がいても便器での排泄(せつ)が困難なもの(診断書を要し、施設入所者及び入院中の者を含む。)のうち、次のア又はイのいずれかに該当す

		<p>るもの</p> <p>ア 脳性まひ等脳原性運動機能障害者</p> <p>イ アに掲げる者と同等の状態 で、排尿又は排便の意思表示が困難なもの</p>	
収尿器	<p>男性用普通型 (採尿器と尿路系で構成されている逆流防止装置を付ける物)</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けた脊髄損傷者及び二分脊椎等で収尿器を必要とする者(施設入所者及び入院中の者を含む。)</p>	<p>7,700円で年3回(1月当たりの上限は1回とする。)交付することができる。</p>
	<p>男性用簡易型 (採尿器と尿路系で構成されている逆流防止装置を付ける物)</p>		<p>5,700円で年3回(1月当たりの上限は1回とする。)交付することができる。</p>
	<p>女性用普通型 (耐久性ゴム製採尿袋)</p>		<p>8,500円で年3回(1月当たりの上限は1回とする。)交付することができる。</p>
	<p>女性用簡易型 (道尿ゴム管付ポリエチレン製採尿袋)</p>		<p>5,900円で年3回(1月当たりの上限は1回とする。)交付することができる。</p>

			きる。
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	小規模改修（用具の購入費及び改修工事費を対象とし、同一家屋で1回とする。） 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止、移動の円滑化等のための床及び通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え工事 6 その他これら工事に附帯して必要な住宅改修	学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた障害者及び障害児で、次の各号のいずれかに該当するもの（グループホーム入居者を除く。） (1) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 (2) 内部障害の程度が1級で車椅子を交付されている者 (3) 運動機能障害の程度が1級又は2級の者	200,000円
	中規模改修（同一家屋で1回とする。） 1 小規模改修において支給の対象となる改修 2 浴槽の取替え工事 3 流しの取替え工事 4 玄関の床段差解消機の設置工事等	学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた障害者及び障害児で、次の各号のいずれかに該当するもの（グループホーム入居者を除く。） (1) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 (2) 内部障害の程度が1級で車椅子を交付されている者 (3) 運動機能障害の程度が1級又は2級の者	641,000円
	屋内移動設備（同機器本体	学齢児以上の者で、次の各号のい	979,000円

	一家屋で1回とする。市長が必要と認める場合は除く。）		いずれかに該当するもの（グループホーム入居者を除く。）	
		工事費	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障害の程度が1級の障害者及び障害児で、次のいずれにも該当するもの ア 寄りかかれないと座位を保つことができない者 イ つかまっても立ち上がりができない者 ウ 移乗ができない者 エ つかまっても歩行ができない者 (2) 難病患者等で、前号に掲げる者と同様の状態にあると医師が認めたもの	353,000円

備考

- 日常生活用具費支給券は、1枚につき2箇月分の額を記載し、申請1回につき3枚まで一括交付することができ、身体障害者手帳の交付後、日常生活用具費の申請日から支給する。
- 日常生活用具費上限額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 耐用年数は、別に定める。

別表第2（第6関係）

支給決定障害者等への支給割合

支給決定障害者等の属する世帯の課税状況等	支給割合
生活保護世帯等	100/100
区市町村民税非課税世帯	100/100
区市町村民税均等割のみの課税世帯	97/100

区市町村民税所得割課税世帯	90/100
---------------	--------

備考

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯をいう。
- (2) 区市町村民税 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村民税（同法に基づく特別区民税を含む。）をいう。
- (3) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に掲げる均等割をいう。
- (4) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいう。

別表第3（第7関係）

支給決定障害者等が登録業者に支払う月額負担上限額

支給決定障害者等の属する世帯の課税状況等	月額負担上限額
生活保護世帯等	0円
区市町村民税非課税世帯	0円
区市町村民税課税世帯	37,200円

備考 この表における用語の意義は、別表第2備考の規定の例による。

第1号様式（第4関係）

第2号様式（第5関係）

第3号様式（第5，第7関係）

第4号様式（第5関係）

第5号様式（第5関係）

第6号様式（第9関係）